

久留米広域市町村圏事務組合告示第3号

令和4年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）について、令和4年5月26日付をもって、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項の規定により、当該予算の要領を公表する。

令和4年5月26日

久留米広域市町村圏事務組合長 原 口 新 五

令和 4 年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計補正予算（第 1 号）の要領

1 繰越明許費補正

（追加）

（単位：千円）

款	事業名	金額
消防費	消防車両整備事業にかかる修繕料及び備品購入費	199,700

専決第 3 号

令和 4 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補
正予算（第 1 号）の専決処分書

令和 4 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算
（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9
条第 1 項の規定に基づき、別冊のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 2 6 日

久留米広域市町村圏事務組合長 原 口 新 五

令和 4 年度

久留米広域市町村圏事務組合予算書

広域消防特別会計補正予算（第 1 号）

令和4年度 久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）

令和4年度久留米広域市町村圏事務組合の広域消防特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和4年5月26日

久留米広域市町村圏事務組合長 原 口 新 五

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
1 消防費	1 消防費	消防車両整備事業にかかる修繕料及び備品購入費	千円 199,700

